

# 地方独立行政法人岩手県工業技術センターの第3期中期目標期間の終了時の検討について

## 1 検討の趣旨

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「センター」という。）の第3期中期目標期間（平成28年度～令和2年度）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「中期目標期間見込実績評価」という。）結果を踏まえ、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、設立団体の長である岩手県知事が、センターの業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うものである。

## 2 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績

### (1) 業務実績の概要

- 震災復興のため、被災地域の企業に対して年間150件を超える支援を行うなど、被災企業の復興ステージに応じた研究開発や技術支援を実施
- 技術相談、依頼試験、設備機器貸出等の基本サービスにおいて90%を超える高い満足度を維持
- 県政課題や地域課題の解決、企業等の新たな事業展開等を支援するため、年間約60件の研究テーマに取り組み、戦略的に研究開発を推進
- 組織体制の見直しや、事務の効率化、自己収入の確保等により、業務運営や財務内容の改善を推進
- 補助事業等を活用しながら試験研究機器の導入を行うとともに、「ものづくりイノベーションセンター」、「デザインラボ」、「ヘルステック・イノベーション・ハブ」等の支援拠点を整備

### (2) 中期目標期間見込実績評価の結果

平成28年度から令和2年度までの5か年にわたる第3期中期目標期間の業務実績は、全ての評価項目について、総合的にみて計画どおり実施されており、中期目標の達成が見込まれるとして全体評価は「A」とした。

中期目標の評価項目	H28	H29	H30	R1	R2	期間見込評価
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	/	A
業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	A	A	A	/	A
財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	/	A
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	/	A
全体評価	A	A	A	A	/	A

AA: 目標を達成し、かつ、特筆すべき状況である  
A: 目標を達成している  
B: 目標を概ね達成している  
C: 中期目標の達成状況が不十分である  
D: 目標の達成状況が不十分であり、かつ、重大な改善事項がある

## 3 措置の検討

### (1) 業務の継続の必要性

- 中期目標期間見込実績評価では「県の施策とも連動しながら、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた支援をはじめ、基本サービスと研究開発とのバランスをとった業務実施」を評価したものの。
- 県では、「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、地域経済を支えるものづくり産業、地域の特性や資源を活用した産業などの振興に関する政策を総合的に展開・推進しているところであり、今後、産業の更なる集積・成長や企業の生産性と付加価値の向上に向け、企業の技術的支援を担うセンター

の果たすべき役割は、益々重要となることから、**センターの業務の継続が必要と認められる。**

## (2) 組織の存続の必要性

- ・ 中期目標期間見込実績評価では「地方独立行政法人のメリットを生かした機動的な組織・予算運営」を評価したもの。
- ・ センターの自主性・自律性を生かしつつ、企業の多様なニーズに対応するために第3期中期目標期間に整備した各種支援拠点を最大限活用した技術支援を推進していく必要があり、また、今後の企業ニーズにも的確に対応するため、**機動的な組織の存続が必要である。**

## (3) その他業務及び組織の全般

- ・ 第3期中期目標期間中の自己収入が増加傾向となったことは高く評価するものである。
- ・ 施設・設備の計画的な整備、修繕の実施や、人材の育成や確保について、今後も継続した実施が必要である。
- ・ 今後、企業等への技術的支援や企業等と連携した研究開発をより一層推進するとともに、関係機関等との連携・協働によって震災復興の新たなステージへ移行する企業の支援や変化する社会環境に対応した次期中期目標期間の取組を進められたい。

### 【検討結果（措置）】

検討の結果、センターの業務の継続及び組織の存続が必要であると判断し、第4期中期目標の策定を進めることとする。